

雨水浸透枡設置補助金のご案内

西原村では、自己の居住する住宅（※共同住宅は除く）又は当該住宅の付属建物に雨水浸透枡を設置する際の費用の一部に対して、補助を行っています。

屋根に降った雨水を、雨どいと雨水浸透枡を活用して地中に導きます。地中にしみこんだ雨水の一部は地下水になるため、雨水浸透枡の設置は地下水涵養（地下水量の保全）につながります。



補助の内容

●雨水浸透枡の設置費用（上限:1基あたり15,000円 4基まで）

※千円未満の端数を切り捨てた額。

補助対象者

以下の項目にすべて該当する場合、補助の対象となります。

- 本村に住所を有する者又は新築住宅を建築し居住を予定する者であること。
- 本人及び世帯員に村税等の滞納がないこと。
- 浸透枡を設置する敷地の所有者又は使用者で、浸透枡の設置につき正当な権限を有する者であること。

雨水浸透枡の規格等

以下の要件をすべて満たす雨水浸透枡が対象です。

- 雨水を地下へと浸透させることを目的として作られた形状が直径250mm以上の装置であること。
- 敷地内の浸透条件を考慮し、排水量の多い雨樋から接続できる位置に設置すること。
- 雨水以外のものを流入させないものとする。

申請のながれ

- ①（※事前相談） → ② 交付申請 → ③ 交付決定
→ ④ 完了届 → ⑤ 交付確定 → ⑥ 請求書提出
→ ⑦ 補助金交付 → ⑧ 浸透枡の保全（※）

※予算に限りがございますので、下記問い合わせ先まで事前にご相談ください。

（※）設置後5年間は浸透枡として使用するとともに、しゅんせつ浚渫、清掃その他浸透機能の維持及び保全に努めなければなりません。

制度の詳細、申請書等の様式はこちら
（西原村ホームページ）



【問い合わせ先】西原村役場 総合政策課（TEL:096-279-3112）
本事業は公益財団法人くまもと地下水財団の補助を受けて実施しています。